

# こころの健康

## こどもの心と大人の社会

### その1 躰と暴力そして児童虐待

千葉県こども病院 あんどう さきほ 安藤 咲穂 医師



8月4日、全国児童相談所における虐待対応件数の平成27年度速報値が発表になりました。統計を取り始めた平成2年から一度も減ることはなく、27年度は10万3千260件と10万件を超えたことが注目されています。児童虐待は①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待に分けられます。①は殴る、蹴る、首の座らない子を激しく揺さぶるなど、体に対する暴力です。②は子どもへの性行為のほか、性行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなども含まれます。③は食事や衛生面の世話をしないこと、車中への放置など安全配慮をしないこと、教育を受けさせないことなどです。④は言葉による脅し、無視、差別など心に傷を与える行為ですが、家庭内暴力(DV)を見せることも子どもに著しい心の傷を負わせることとしてここに含まれます。これらは一つだけで生じることは少なく、いくつもが混ざり合っているのが普通です。

虐待と聞くと邪悪な心を持った残忍な大人の仕業と考えられがちですが、実は愛情が行き過ぎて

躰に歯止めが利かなくなり、結果として虐待に至ってしまうケースも多いのです。暴力をふるってしまふ親御さんの言い分としてよくあるのは「言っても分らないから叩く」「自分もそうやって育てられた」です。しかしその考えには重大な欠点があります。一つは「言うことをきかせる為には叩いても良い」という考えを子どもに教えること、つまり「おもちゃを貸してくれない友達を叩いても良い」と教えることになるのです。二つ目はまさに言い分の通り、その子もまた自分の子どもを叩く親になるということです。これを虐待の連鎖と言います。

そもそも、暴力が身近にある子どもは暴力行使への抵抗感が薄く暴力を使いやすい傾向があります。銃が身近にある米国で銃犯罪が多いのと同じです。まずは大人が「生活に暴力を持ち込まない」と決意することが、身近な虐待防止の第一歩となるのです。

次回、「その2 児童虐待の影響」に続きます。